(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その４　１５か月～８か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			15か月契約	14か月契約	13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用				18,880	17,840	16,770	15,710	14,650	13,580
	自家用				14,560	13,840	13,110	12,380	11,650	10,910
営業用乗用自動車	個人を除く				21,960	20,680	19,380	18,080	16,780	15,480
	個人				20,440	19,280	18,090	16,910	15,720	14,540
自家用乗用自動車			7,320	7,180	7,030	6,880	6,730	6,580	6,430	6,280
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	24,110	22,860	21,610	20,360	19,080	17,810	16,540	15,260
		最大積載量が２トン以下のもの	16,050	15,330	14,610	13,890	13,150	12,420	11,680	10,950
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	24,110	22,860	21,610	20,360	19,080	17,810	16,540	15,260
		最大積載量が２トン以下のもの	16,050	15,330	14,610	13,890	13,150	12,420	11,680	10,950
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,190	7,990	7,780	7,580	7,370	7,160	6,950	6,740
	自家用		8,190	7,990	7,780	7,580	7,370	7,160	6,950	6,740
小型二輪自動車			6,830	6,720	6,600	6,490	6,370	6,250	6,130	6,010
軽自動車	検査対象車		6,620	6,520	6,420	6,320	6,220	6,110	6,010	5,900
	検査対象外車					5,680				
原動機付自転車						5,220				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,250	5,240	5,230	5,220	5,210	5,190	5,180	5,170
緊急自動車			5,300	5,280	5,270	5,250	5,240	5,220	5,210	5,190
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)					5,310	5,290	5,270	5,250	5,230
	(ロ) 小型二輪自動車					5,310	5,290	5,270	5,250	5,230
	(ハ) 軽自動車	検査対象車				5,310	5,290	5,270	5,250	5,230
		検査対象外車				5,320	5,300	5,280	5,260	5,240
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,120	5,120	5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,100
	(ロ) 教習用自動車		5,120	5,120	5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,100
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,480	6,390	6,300	6,200	6,110	6,010	5,920	5,830
	b 小型二輪自動車		5,180	5,170	5,170	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130
	c 軽自動車	検査対象車	5,180	5,170	5,170	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130
		検査対象外車				5,140				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080
検査対象外被けん引軽自動車						5,110				

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その５　７か月～５日契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		12,520	11,460	10,390	9,330	8,260	7,200	6,130	
	自家用		10,180	9,450	8,720	7,990	7,260	6,530	5,800	
営業用乗用自動車	個人を除く		14,180	12,880	11,570	10,270	8,970	7,670	6,370	
	個人		13,360	12,170	10,990	9,810	8,620	7,440	6,250	
自家用乗用自動車			6,130	5,980	5,820	5,670	5,520	5,370	5,220	
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	13,990	12,710	11,440	10,170	8,890	7,620	6,340	
		最大積載量が２トン以下のもの	10,210	9,480	8,740	8,010	7,270	6,540	5,800	
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	13,990	12,710	11,440	10,170	8,890	7,620	6,340	
		最大積載量が２トン以下のもの	10,210	9,480	8,740	8,010	7,270	6,540	5,800	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		6,530	6,320	6,110	5,910	5,700	5,490	5,280	
	自家用		6,530	6,320	6,110	5,910	5,700	5,490	5,280	
小型二輪自動車			5,900	5,780	5,660	5,540	5,420	5,310	5,190	
軽自動車	検査対象車		5,800	5,690	5,590	5,490	5,380	5,280	5,170	
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,160	5,140	5,130	5,120	5,110	5,090	5,080	
緊急自動車			5,180	5,160	5,150	5,130	5,120	5,100	5,080	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,210	5,190	5,170	5,150	5,130	5,110	5,090	5,080
	(ロ) 小型二輪自動車		5,210	5,190	5,170	5,150	5,130	5,110	5,090	5,080
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,210	5,190	5,170	5,150	5,130	5,110	5,090	5,080
		検査対象外車	5,230	5,210	5,190	5,170	5,150	5,130	5,110	5,100
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	
	(ロ) 教習用自動車		5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,730	5,640	5,540	5,450	5,350	5,260	5,160	
	b 小型二輪自動車		5,120	5,110	5,110	5,100	5,090	5,080	5,080	
	c 軽自動車	検査対象車	5,120	5,110	5,110	5,100	5,090	5,080	5,080	
		検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。